

令和7年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 （2月19日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	7
一般質問	10
発言の訂正	21
管理者提出議案の上程及び説明	29
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	30
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	31
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	40
議案第4号の説明、質疑、討論、採決	42
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	43
議案第6号の質疑、討論、採決	45
閉会中の継続審査の件	51
管理者挨拶	51
閉 会	52

埼玉中部環境保全組合告示第1号

令和7年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月12日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和7年2月19日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2) 議案第2号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会条例
- 3) 議案第3号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 4) 議案第4号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第5号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）
- 6) 議案第6号 令和7年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	小 泉 晋 史	議 員	2 番	芝 寄 和 好	議 員
3 番	川 崎 葉 子	議 員	5 番	竹 田 悦 子	議 員
6 番	金 子 雄 一	議 員	7 番	桜 井 卓	議 員
8 番	保 角 美 代	議 員	9 番	岡 村 有 正	議 員
1 0 番	湯 沢 美 恵	議 員	1 1 番	秋 山 真 美	議 員
1 2 番	尾 崎 豊	議 員	1 3 番	宮 崎 雄 一	議 員
1 4 番	杉 田 し の ぶ	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和7年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和7年2月19日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 第11 議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 第12 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 第13 議案第6号の質疑、討論、採決
- 第14 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	小泉晋史	議員	2番	芝寄和好	議員
3番	川崎葉子	議員	5番	竹田悦子	議員
6番	金子雄一	議員	7番	桜井卓	議員
8番	保角美代	議員	9番	岡村有正	議員
10番	湯沢美恵	議員	11番	秋山真美	議員
12番	尾崎豊	議員	13番	宮崎雄一	議員
14番	杉田しのぶ	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	並木正年	君
副管理者	三宮幸雄	君
会計管理者	嶋崎堅良	君
事務局局長 兼施設課長	藤倉聡	君
総務課長 兼総務課係長	大澤修一	君
建設推進課長	宮澤祐紀	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	青木伸祥
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○金子雄一議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和7年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名でありますので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○金子雄一議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○金子雄一議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○金子雄一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、竹田悦子議員、7番、桜井卓議員、8番、保角美代議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○金子雄一議長 日程第3、議会運営委員会委員長の報告を行います。

去る2月12日に議会運営委員会が開催されましたので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

芝寄議会運営委員長。

○芝寄和好議会運営委員長 皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る2月12日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告及び管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問。通告者は3名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時

間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第2号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会条例。

日程第10、議案第3号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

日程第11、議案第4号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第12、議案第5号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第13、議案第6号 令和7年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

日程第14、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第13、議案第6号 令和7年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算の細部説明については、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議事日程は以上であります。

次に、新たなごみ処理施設等建設検討委員会の答申について、執行部より組合議会へ報告したい旨の申出があり、本定例会の閉会後に全員協議会を開催することに決定いたしました。

次に、今議会におきましては、会議が午後までかかることが見込まれるため、昼食を用意することに決定いたしました。

次に、2月5日にごみ処理施設問題を考える会から組合議会議長宛てに、「「新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書」に対する埼玉中部環境保全組合議会への要望および各議員の質問・反対意見に対する見解」という表題の文書が届き、これを組合議会議員全員に配付するよう依頼がありましたので、協議した結果、組合議会がこれを受理し、配付することはしないことに決定いたしました。

なお、この請願書は、令和6年10月の組合議会定例会に請願第1号で上程されています。

以上が2月12日に行われました議会運営委員会の報告でございます。よろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○金子雄一議長 日程第4、会期の決定につきましては、芝寄議会運営委員長の報告のとおり、2月

19日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○金子雄一議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年10月28日、29日に令和6年度議会行政視察研修を実施しておりますので、保角副議長からその報告を申し上げます。

○保角美代副議長 皆さん、おはようございます。議長の命により、令和6年度議会行政視察研修の概要につきまして報告させていただきます。

議会行政視察研修報告書の2ページをお願いします。現在、本組合では新たなごみ処理施設の建設に向けて事業を進めていますが、先進施設を視察して見識を深めることを目的として、令和6年度の議会行政視察研修を10月28日、29日の日程で、2か所のごみ焼却施設を視察いたしました。

視察先は、28日に宮城県登米市の登米市クリーンセンター、29日に宮城県大崎市にある大崎地域広域行政事務組合の大崎広域中央クリーンセンターであります。

参加者は、金子議長をはじめとする組合議会議員12名であり、執行部より宮崎管理者、並木副管理者、三宮副管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行しております。

なお、並木副管理者及び三宮副管理者におかれましては、他の公務のため2日目の視察は欠席されております。

初めに、28日に視察いたしました登米市クリーンセンターの概要について申し上げます。登米市は宮城県の北東部に位置し、人口約7万2,000人、面積は536平方キロメートルで、丘陵地域、山間地帯、肥沃な登米耕土が広がる県内有数の穀倉地帯で、農薬や化学肥料を減らして栽培する環境保全米の発祥の地であります。

登米市クリーンセンターでは、佐々木クリーンセンター所長からご挨拶をいただき、施設担当職員及び施設の運転管理を受託している株式会社ヒラバヤシ環境サービスの佐藤所長にご対応いただきました。

最初に施設の紹介ビデオを視聴した後、事前に提出いたしました質問事項に対する内容について、担当者より説明があり、施設内を見学させていただきました。この施設は、平成元年度に供用開始したごみ焼却施設の老朽化に伴い、エネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設を併せて、また最終処分場の整備に併せて処分場区域内に建設されたもので、令和元年11月に完成しています。

なお、施設の建設・運営方式につきましては公設公営方式で、運転管理については5年間の業務

委託により運営されています。

施設の総工事費は98億9,820万円で、財源は国の循環型社会形成推進交付金のほか、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するために、平成23年に創設された震災復興特別交付税や合併特例債などです。

旧施設は処理能力が40トンの炉が2炉の合計80トンでしたが、新施設は35トンの炉が2炉の合計70トンで、処理方式は流動床式からストーカ方式になっております。

この施設では、自動燃焼制御によるごみの完全燃焼を行い、焼却で発生した熱エネルギーを蒸気として回収して発電し、施設で使用する電力を全て賄い、余剰電力は売却しており、月に100万程度の売電収入があります。旧施設の解体についてはまだ見込みが立っておらず現在検討中であり、令和2年の見積り段階では18億2,600万円とのことです。

施設の維持管理経費についてですが、令和5年度ではボイラー・タービンの定期点検が1億4,828万円、焼却施設の定期点検補修が7,480万円、運転管理業務が薬剤費、燃料費等を含んで約3億3,900万円です。

新施設の建設に当たっての地元対策事業については道路整備等、種々の要望はありましたが、更新の時期にあった防災無線を整備したとのことです。登米市クリーンセンターでは、ごみを安全に処理するとともに、周辺環境に配慮したごみ処理、再資源化が進められています。

なお、主な質疑応答につきましては、5ページに記載してありますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次に、29日に視察いたしました大崎地域広域行政事務組合大崎広域中央クリーンセンターの概要について申し上げます。大崎市は宮城県の北部に位置しており、大崎地域広域行政事務組合は昭和46年に設立された一部事務組合で、平成17年に4つの一部事務組合が統合して現在の組合となり、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町圏域の一般廃棄物処理行政を行っています。

圏域人口は約18万人、総面積は1,523平方キロメートルで、県土全体の22%を占めており、水田農業地帯として発展してきた大崎地域の大地は世界農業遺産に認定されています。

大崎広域中央クリーンセンターでは、同組合の後藤議会議長をはじめ施設管理課、施設整備課の職員の皆様にご対応いただき、近接するリサイクルセンターの会議室において、後藤議会議長からご挨拶をいただき、川鍋議会事務局長の進行により新施設の紹介ビデオの視聴、担当者より施設の概要説明がなされた後、クリーンセンターへ移動して施設内を見学させていただきました。

この施設は平成17年の組合統合時に、宮城県ごみ広域化計画に基づき、4つありました焼却施設のうち3施設を統廃合して旧リサイクルセンターの跡地に整備したもので、平成31年3月に建設に着手し、令和4年4月に一部供用しています。

新施設の事業方式は公設民営方式（DBO方式）で設計・施工・運営を一括発注し、契約方法は

総合評価一般競争入札を採用し、事業者選定は事業者選定委員会を設置して、価格と非価格点で審査を実施して決定しています。

新施設の総事業費は、設計・建設事業費が130億1,710万円、運営事業費は20年間で80億7,840万円、合計210億9,550万円で、このうち解体費用は約8億円です。

旧施設は処理能力が60トンの炉が2炉の合計120トンで、処理方式は流動床式でしたが、新施設は処理能力が70トンの炉が2炉の合計140トンで、ストーカ方式になっています。特徴的なのは、逆傾斜を設けたメーカー独自のストーカが採用されており、ごみの反転動作を生かすことで独自の攪拌運動が形成されることにより、ごみの着火性・燃焼性が向上し、安定した処理が行われているとのことであります。

また、蒸気タービンは循環型社会形成推進交付金要件であるエネルギー回収率16.5%を超える25.5%で、高効率ごみ発電を実現しており、発電した電気は場内消費のほか、周辺施設で使用して賄われ、余剰電力は売却されています。余熱については場内給湯のほか、搬入路の融雪のためのロードヒーティングに利用されています。

新施設の建設に当たっての地元対策事業については、「大崎広域西地区熱回収施設整備等・周辺環境整備推進協議会」を設置し、ハード・ソフトの両面を盛り込んだ地域振興策25項目を設定した「西地区熱回収施設等周辺地域振興ビジョン」を策定し、平成28年から令和8年にわたって整備する計画で関係事業が進められています。

このほか、周辺環境については、組合・地元区長会・センター運営事業者で環境保全協定書を締結し、維持管理状況、排出ガス等の測定結果やごみ減量化等の取組状況について、周辺地域へ毎年報告しています。

なお、主な質疑応答につきましては、6ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上、視察の概要を申し上げましたが、両施設では活発な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えまして、報告といたします。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

議会行政視察研修の報告を終わりにいたします。

続きまして、管理者から令和6年第3回（10月）ですけれども、議会定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。本日ここに、令和7年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中ご健勝にてご参会を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、昨年第3回議会定例会以降の事務の執行状況等

について報告を申し上げます。

初めに、お手元に配付させていただきました令和6年4月から令和7年1月までの運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが2万9,020.56トン、粗大ごみが1,274.60トン、合計3万295.16トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみは541.33トンの増、粗大ごみは21.92トンの減で、合計では519.41トン、1.74%の増であります。今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

他団体からは、桶川市から3,915.28トンの可燃ごみを処理しております。

また、灰の処分につきましては、合計で3,849.98トンをセメント原料として処理委託しております。

施設は老朽化及び経年劣化が進み、故障、不具合による修繕が増加しておりますが、今後も施設の機能を維持していくため、適宜保守点検整備・修繕等を実施して適正な運転維持管理に努めてまいります。

次に、入札の関係ですが、10月21日及び11月18日にそれぞれ委託業務1件の入札を執行し契約しております。

次に、新たなごみ処理施設等整備事業についてですが、新たなごみ処理施設等整備基本計画（案）について、組合を構成する2市1町にお住まいの皆様に広くご意見をいただくため、11月18日から12月17日にかけてパブリックコメントを実施したところ、7名の方から28件のご意見をいただきました。建設検討委員会では、これらのご意見について検討が行われ、1月16日に新たなごみ処理施設等整備基本計画（案）について答申がなされました。

このほか、新たなごみ処理施設等周辺調査業務については、入札の結果、新日本設計株式会社関東事務所、地盤技術解析業務については、基礎地盤コンサルタンツ株式会社北関東支店とそれぞれ委託契約を締結し業務に着手してございます。

次に、第2期大間最終処分場の関係につきましては、8月26日に開催された第4回大間地区廃棄物処分場対策検討会議以降、特に会議等は開催されておりませんが、今後も埋め立てられた廃棄物の全量撤去に向けて引き続き事業が進められるものと考えております。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○金子雄一議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○金子雄一議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、杉田しのぶ議員の質問を許可いたします。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 改めまして、皆さんおはようございます。それでは、議長の命によりまして一般質問をさせていただきます。吉見町議会選出の杉田しのぶでございます。今回は、大きく分けて2点について質問させていただきます。

件名1です。新ごみ処理施設建設費について伺いたいと思います。町民、市民の最大関心事である概算事業費について、現在公表されているものについてまず伺いたいと思います。

2件目です。粗大ごみの処理について伺います。他の組合や処理施設では、従量制の料金システムとなっていますが、当組合は各市町で品目ごとに料金を払う形となっています。従量制にして中部環境保全組合で完了できるように見直しはできないのかについて伺いたいと思います。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 おはようございます。杉田議員のご質問にお答えいたします。

件名1、新ごみ処理施設建設について、町民、市民の最大関心事である概算事業費について、現在公表されているものについてでございますが、建設検討委員会から答申をいただいた整備基本計画でお示ししている新施設の概算施設整備費及び概算運営・維持管理費についてお答えいたします。

建設検討委員会からの答申では、基本理念及び基本方針を踏まえ、建設検討委員会において整備する施設を検討していただき、エネルギー回収型廃棄物処理施設、粗大・不燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設、ストックヤード、剪定枝資源化施設を整備することが示されました。

概算施設整備費に関しましては、市場調査を行い、これらの施設整備のほか、土地造成費や構内道路、調整池等の整備を含め、約463億円と試算されました。

また、この概算施設整備費の財源内訳については、国からの交付金が約118億円、地方債が約286億円、一般財源は約59億円と試算しております。

なお、地方債の償還に際しては、国から償還額に対し50%の交付税措置があります。

また、概算運営・維持管理費においても市場調査を行った結果、DBO方式による運営費として年間当たり約12億円と試算しております。

今回の概算施設整備費や概算運営・維持管理費の市場調査においては、調査を行った事業者により金額に大きな差が生じておりますので、今後仕様の詳細を検討していく中で精査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 杉田議員の質問の2点目、粗大ごみの処理について、他の組合や処理施設では従量制の料金システムとなっているが、当組合は各市町で品目ごとに料金を支払う形となっている。これを従量制にして中部環境保全組合で完了できるように見直せないかについてですが、近隣の状況を確認しますと、本組合に隣接しています川島町や東松山市など、大半は従量制を採用していますが、鴻巣市吹上地域は本組合と同様の品目別の料金を採用しており、行田市は無料という事です。

また、本組合及び構成市町の処理方法では、構成市町の指定する場所を経由してから中部環境センターへ持ち込むため、その過程に時間を要しますが、一方で構成市町で粗大ごみの料金の徴収が行われ、併せて分別指導により、そのごみが粗大ごみとして取り扱えるもので、かつ組合の破砕機で処理できるものであることが確認済みとなることから、センターに入場してから退出までがスムーズであり、年末やゴールデンウィークなど混雑時の駐留時間の短縮に有効となります。

また、中部環境センターは敷地が狭く、関係する車両の渋滞が道路まで伸びるケースがあるため、このような事務の分散が、周辺道路の影響緩和にも役立っていると考えています。

これに対し中部環境センターへの直接搬入では、構成市町の指定する場所を経由する時間を省くことができますが、従量制で料金をいただく場合は、本センターの受付で入場された方の住所の確認及び料金徴収事務が発生するほか、本センターの破砕機で処理ができるごみであるかどうかの確認を行うことから、混雑時には入場から退出までの時間がさらに長引くことが懸念されます。

また、本組合の破砕機で処理できないごみなどは、持ち帰っていただかなければなりませんので、遠距離から来られた方には特にご迷惑をおかけする場合があります。

さらに、従量制にした場合ですが、自己搬入の方については、重量のみで料金をいただき、自己搬入ができない方については、回収の際に重さを量るのが難しいため、別の料金徴収の方法を採用することになり、混乱が生じることが懸念されます。

このようにメリット、デメリットがある中で、本組合及び構成市町ではよりよい方法は何かという視点から、現方法を採用していると考えています。

以上です。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、1回目の答弁をいただきました。

1点目のごみ処理施設建設費についてご答弁をいただいたのですけれども、整備基本計画の中に書かれていることを最初にご答弁をいただいたわけなのですが、2回目の質問では2点伺いたいと思います。

一般財源59億円ということでご答弁にありましたけれども、その捻出方法は構成市町の負担金によるものであるというふうに理解をしているのですけれども、これがいつ頃支出することになるの

かということが1点です。

それともう一点ですが、運営費についてでありますけれども、年間12億円の試算ということでご答弁いただきましたけれども、現在の中部環境保全組合の年間予算が約10億円程度かというふうに思います。運営費のみでこれを上回る事業費が必要となるということでありまして、ここに建設費の負担も加わるわけですが、各市町で負担がし切れるのかという心配があります。構成市町の財政計画あるいは財政プランに反映された上での計画となっているのかということをお初の質問に対して再質問させていただきたいと思っております。これは一問一答ではないですね。

続いて、粗大ごみの関係ですけれども、答弁では現状に対する理由をお答えをいただいたというふうに受け止めました。また、導入しづらい大きな理由といたしましては、敷地が狭く、渋滞が生じるケースがあることや、年末やゴールデンウィークなど混雑時の駐留時間の短縮に有効であるということでありました。

私も一般質問するに当たりまして、県内の一部事務組合の状況を調べてみたのですが、一部ちょっと調べ切れなかったところもありますので、言い切れませんが、ほとんどのところが従量制で対応されておりました。

答弁にあったようなメリットやデメリットがあるというふうに思うのですが、住民の利便性の向上と併せて新施設移行前に試験的に導入し、スムーズな移行が図れるよう、まずは検討していただけたらというふうに思うのですが、この点いかがでしょうかということが1点と。

それともう一点ですが、構成市町の粗大ごみ手数料についてなのですが、小型家電をはじめとして一部ですが、構成市町で料金に差が生じている現状があります。ごみ処理にかかる経費を案分して事業に充てているという点からも、粗大ごみ処分にかかる手数料は一律にすべきではないかというふうに思うのですが、この点についてお考えを伺いたいと思っております。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 それでは、杉田議員の再質問にお答えいたします。

1点目、一般財源の支出はいつかということですが、新施設の事業に関する構成市町の支出については、事業計画に基づき、適宜必要な額をお願いしております。ご指摘の数字は整備基本計画の答申で示された数字であり、これは造成工事と施設整備に対する概算事業費ですので、当該事業の進捗に合わせ、適宜必要な額を支出するものです。

次に、2点目でございますが、予想される概算運営費に関しましては、建設検討委員会で答申をいただいた整備基本計画で整備する施設の費用には、現在構成市町で処理を行っている不燃ごみや容器包装プラスチックの処理費用も含まれており、現状の管理内容よりも範囲が広がっているため、単純に比較することは難しいものと考えております。

また、構成市町の財政計画に反映された上での計画になっているのかについてですが、構成市町には費用に関する事項についても、適宜情報の共有を行っており、整備基本計画に記載している概算事業費が現時点において構成市町にお示しできる費用となっております。

繰り返しになりますが、今回の概算事業費は、事業者により金額に大きな差があり、今後仕様の詳細を検討していく中で精査してまいりますので、引き続き構成市町と組合で調整してまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 3点目の現在の中部環境センターで従量制の試験的導入、それと粗大ごみ処分にかかる手数料、これを一律にすべき、この2点について答弁申し上げます。

ご指摘の従量制などの料金徴収の方法は、新施設の協議事項の一つであると推察されますが、今の中部環境センターでその事務を試験的に行うことについては、答申のあった基本計画にある新施設と現在の施設とでは構造が大きく異なることから、現時点ではその必要性について検討の余地があると考えています。

また、構成市町で徴収している粗大ごみ手数料については、それぞれの市町で廃棄物の処理及び清掃に関する条例でそれぞれの事務処理の状況や施策、地域での実情に応じて定められていますので、一律にすべきかどうか、それは必要に応じ構成市町と組合とで協議する事項であると考えます。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、建設費の関係ですけれども、負担割合について先ほどご答弁いただいたのですが、財政計画に反映されているかという質問をさせていただきました。負担割合については、今後構成市町で協議されて決定されていくということでありまして、支出は構成市町からの負担金ですので、私は吉見の議員ですから町に対して財政プランの確認を町に対してしていきたいというふうに思います。

最後、3回目の質問になりますけれども、今回中部環境保全組合で建設をしますストロカ方式につきましては、処理方式の比較評価項目10項目のうち8項目で満点配点でありました。その中でも町民、市民の最大関心事であるということで発言通告書にも書きましたけれども、この部分に関する経済性と効率性を勘案した施設、この項目が満点配点だった理由をお答えいただくとともに、今後令和14年度新施設供用開始目標の重要性について、改めて最後に確認の意味でお伺いしたいと思います。

粗大ごみの関係でありますけれども、料金徴収をしていきますのは、それぞれの市町であるのですけれども、粗大ごみの受入れをして、共同で処理を行っているのは組合ですので、ぜひ構成市町で情報共有をして今後の議題として協議いただければというふうに思います。

最後に、粗大ごみのリユースの促進について2つ提案をしたいというふうに思うのですが、1つ目は吉見町で導入をしている「おいくら」との連携協定を北本市や鴻巣市でも構成市ですね、ぜひ締結をして、粗大ごみ処理を可能な限り抑制していくために構成市町が連携を図るということ。そしてもう一つですけれども、これは環境大臣賞を受賞したジモティーとの連携協定も研究をして、官民連携リユーススポットの設置についても検討してはどうかということで提案をしたいと思うのですが、これらをごみ処理を行っている中部環境が主導となって導入に向けて検討をすることについてお考えを伺いたいと思います。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 杉田議員の再々質問にお答えいたします。

建設検討委員会で答申いただいた整備基本計画において、ストーカ式が「経済性と効率性を勘案した施設」の項目で満点配点だった理由についてでございますが、この項目は市場調査及び文献値を基に参考施設建設費及び参考維持管理費を8つの処理方式（P.21「6つの処理方式」に発言訂正）を相対的に比較した結果となっております。

ストーカ式に関しては、参考施設建設費は8つの処理方式（P.21「6つの処理方式」に発言訂正）のうち、2番目に安価、また20年間と仮定した参考維持管理費は8つの処理方式（P.21「6つの処理方式」に発言訂正）のうち、最も安価であるという結果となったため、いずれも最も高い評価となりました。

なお、参考施設建設費及び参考維持管理費の2つの合計額を比較した場合においてもストーカ式が8つの処理方式（P.21「6つの処理方式」に発言訂正）のうち、最も安価であるという結果となりました。

次に、令和14年新施設供用開始目標の重要性についてですが、現在の中部環境センターは、施設稼働から約41年がたち、老朽化による施設能力の低下や緊急修繕の増加が生じております。これらの修繕費も含めた維持管理費が年々増加傾向であることから、新施設をできるだけ早く整備することが必要となっております。

また、環境省から令和10年度以降に着手するごみ処理施設の整備に関しては、交付対象経費の上限等を設ける通知がされており、現状のスケジュールから遅れることにより構成市町の負担が増加する可能性があるため、施設整備を進めることが急務となっております。

このようなことから、令和14年度の操業開始は事務を着実に進め、早期に完了することを目指した年度となっております。

以上でございます。

○金子雄一議長 議会事務局長。

○藤倉 聡事務局長 次に、粗大ごみのリユースを促進するために、吉見町で導入している「おいくら」を鴻巣市、北本市でも導入し、粗大ごみの発生抑制のため構成市町が連携することについて、またジモティーとの連携協定を本組合が主導で検討することについてですけれども、ご指摘の件のうち、鴻巣市や北本市と「おいくら」との連携協定につきましては、それぞれの構成市町の施策に関する内容となるため、組合のみでお答えすることは難しい状況です。

また、ジモティーに関する本組合での検討事項としては、リユース機能に関することになりますので、現時点では検討しておりませんが、新たなごみ処理施設の整備においては、リユース機能の確保は検討事項になると推察しておりますので、適宜事業者からの提案などを参考に進めていきたいと考えております。

以上です。

○金子雄一議長 以上で杉田議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、川崎葉子議員の質問を許可いたします。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 議席番号3番、川崎葉子でございます。これより一般質問を行わせていただきます。

大きな1番、埼玉中部環境センターにおけるごみ処理の現状と対応について、(1)、ごみ処理施設火災対応について。昨年から今年にかけて県内のごみ処理施設で火災が発生しました。昨年12月25日には上尾市の西貝塚環境センターの粗大ごみ処理施設で火災が発生し、その原因は小型家電に内蔵されたリチウムイオン電池や使い捨てライター、可燃性のガスが残ったスプレー缶などということです。

今年の1月3日には川口市の朝日環境センターで、燃えるごみを一時的に置くピットで火災が発生しましたが、原因は特定されていないということでした。復旧には数か月かかる見通しで、市内のもう一か所の戸塚環境センターがフル回転しても年末年始でたまったごみの処理が追いつかず、9日、10日、市内全域で燃えるごみの収集を停止しました。

ごみ収集及び処理事業は私たちの生活に欠かせない重要なライフラインです。埼玉中部環境センターでも対岸の火事とせず、火災への備えが大切です。火災の原因の一つとして、特に小型家電に内蔵されたリチウムイオン電池は粉碎時の衝撃で出火するケースが多いとされています。リチウムイオン電池は近年普及しており、回収について鴻巣市でも市役所などに設置された専用の箱での回収を行っており、各自治体でも同様かと思いますが、徹底が十分なのか不安を感じます。また、その他発火原因となる危険物が混在している場合もあるのではないかと危惧いたします。そこで、今後の対応も含めて、以下伺います。

ア、埼玉中部環境センターにおける火災への備え。

イ、消防設備の作動状況と対応。

ウ、今後の対応。

大きな2番、新たなごみ処理施設建設に向けて、(1)、長期休暇前後のごみ回収について。年末など長期休暇前後は、埼玉中部環境センターでは1車線しかないことから、家庭からのごみの搬出も、ごみ回収の業者も長い行列で待たざるを得ません。昨年末は家庭からの燃えるごみの直接搬入受付は12月27日が最終でした。また、12月30日には燃えるごみの特別回収があり、市民としてはありがたいことですが、年末年始やゴールデンウィークなど長期休暇前後のごみ回収における職員や回収業者の負担も大きいのではないかと考えます。

そこで、埼玉中部環境センターにおいて、昨年末12月中旬頃から年末年始にかけて、ごみ処理での混乱やトラブルなどがなかったのか伺います。

次に、新たなごみ処理施設は、2車線と基本計画案に示されており、家庭からの搬出と業者からの搬出は分けられるのではないかと考えますが、現状のような課題が全くないと言えるのか、課題がクリアできるのか伺います。

(2)、製品プラスチックと容器リサイクルの分別について。現在、製品プラスチックは燃やせないごみ袋に入れて出していますが、今後プラスチック資源循環促進法、いわゆるプラ新法を踏まえ、製品プラスチックもリサイクルを進める必要があります。

現在は容器包装リサイクル法、いわゆる容リ法により、市町村が分別収集及びそれぞれ事業者がリサイクルをしていますが、新たなごみ処理施設にはリサイクル施設を予定しているため、稼働後は2市1町が同一の分別収集、リサイクルを行うものと考えます。

また、ごみ袋の様式の変更やリサイクルの中身、回収頻度など、新たなごみ処理施設稼働前に住民への周知を行う必要があります。

そこで、今後の検討課題、スケジュールなど具体的にどのように考えているのか伺います。

以上です。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 川崎議員の質問の1件目、埼玉中部環境センターにおけるごみ処理の現状と対応についての(1)のア、埼玉中部環境センターにおける火災への備えについて答弁申し上げます。

初めに、消防設備については、施設全体で屋内消火栓16基、自動火災報知機4基、誘導灯61か所、消火器58本を備えています。

また、人的備えとしては、火災時の対応マニュアルがあり、火災発生時の対応、火災報知機が火災を知らせたときの対応、ごみピットで火災が発生したときの対応などが具体的に示されており、これに基づいた行動ができるよう取り組んでおります。

さらに、建物災害保険への加入状況ですが、車庫棟を除く全ての施設が保険の対象であり、その

補償額は施設の部門ごとに限度額が定められていますが、トータルでは約94億8,000万円となっています。

次に、イの消防設備の作動状況と対応についてですが、本施設ではリチウムイオン電池の発火が原因と推察されるぼやが、令和元年度から4年度の間で10回発生しております。

また、直近では令和5年5月に同規模のぼやがありましたが、その後は発生しておりません。ぼやの発生場所は全てごみピット内で、消火設備が作動するような規模ではなく、問題なく消火しています。

なお、消火作業は、先ほど申し上げましたマニュアルにより、消火栓・消火器・処理水などを使用して消火活動を行うほか、消火の状況により発火した部分をごみクレーンによってホッパに投入するなどの処置を行っています。

次に、ウの今後の対応についてですが、ただいま答弁で令和5年5月以降、ぼやを含む火災は発生していない旨申し上げましたが、その理由ですが、当時組合ではリチウムイオン電池の混入防止対策として、リチウムイオン電池を含む可能性のある家電を、そのまま回収してくれる業者から話を聞き、試験的实施期間を経て当該業務に係る本契約を締結しております。

当該業務の主な内容ですが、本センター内で委託した業者がリチウムイオン電池を含む可能性のある家電の回収を行い、回収品は1トン当たり100円で当該業者へ売却となっています。

本組合では、このことが火災に対する安全管理に役立っているとの認識から、今後も継続したいと考えています。

また、消火設備については、今後も点検等を確実に実施するとともに、人的対応についても有事に際し、適切に行動できるよう努めてまいります。

続きまして、質問の2件目、新たなごみ処理施設建設に向けての(1)、長期休暇前後のごみ回収について申し上げます。現在の中部環境センターでの年末の12月中旬から最終日の12月30日の間の混雑状況ですが、このうちの数日間では、施設内から進入路まで十数台の渋滞があり、それに伴う待ち時間が発生しました。特に最終日の30日には、計量棟から投入ステージまでの混雑が目立ち、待ち時間の短縮を望む声はありましたけれども、搬入者同士のトラブルや係員に対する強い苦情などはありませんでした。

また、新年のごみの搬入初日の1月6日及び7日は、多少の混雑はあったものの、年末ほどの混雑には至らず、苦情などありませんでした。それ以降はふだんと変わらない状況となっています。

次に、新たなごみ処理施設における車両の渋滞等についてですが、建設検討委員会から答申のあった新たなごみ処理施設の整備基本計画では、建設予定地への搬入出車両が、県道内田ヶ谷鴻巣線に渋滞を発生させないよう配慮することを踏まえ、計量棟までの距離を十分に確保することや搬入と搬出で2車線にすること、車両待機スペースを確保することなどが想定されています。

新施設の建設に当たっては、施設内での混雑等を緩和し、利便性を向上させること、また車両の

渋滞で近隣住民にご迷惑がかからないよう、引き続き取り組んでまいります。

○金子雄一議長 続きまして、建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 次に、(2)、製品プラスチックと容器リサイクルの分別についてですが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法は、令和4年4月1日から施行された法律で、日本国内で扱われるプラスチック製品の設計・製造・使用・再利用といった全プロセスで、資源が無駄にならず、循環する状態を目指すこととされており、プラスチック製品それぞれのライフサイクルに関わりのある企業、自治体、消費者が連携し、資源循環に向けた取組をすることが求められております。

新たなごみ処理施設の整備に当たり、建設検討委員会から答申をいただいた整備基本計画では、現在不燃ごみとして家庭から排出されているプラスチック使用製品廃棄物を容器包装プラスチックと合わせて回収し、マテリアルリサイクル等することを想定しております。

今後は分別の基準の策定、住民への周知方法・周知期間、適正に分別していただくための啓発方法などを検討していく必要がございます。

また、ごみ袋の様式やリサイクルの中身、回収頻度などは構成市町で検討していただくことになると考えられますが、現在の分別収集方法を変更する場合には、住民の皆様への十分な周知が必要となりますので、適切に対応することができるよう、引き続き構成市町と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 それでは、再質問を何点か行わせていただきます。

まず、大きな1番の(1)、ごみ処理施設火災対応についてのウ、今後の対応について伺います。令和5年5月からは、そのような火災は起きていないということで、今後の対応でもありますが、その要因の一つとしては委託業者がありまして、その委託業者がリチウムイオン電池を含む可能性のある家電の回収を行い、回収品は1トン当たり100円で売却になっている、今後も継続していきたいという考えを述べられました。

リスク分散の観点からお聞きいたしますが、このような中間処理業者が複数あるのか、どのようにその後把握しているのか伺います。

また、新しいごみ処理施設でも同様の課題が出てくるものと考えますが、今後も継続したいということは、新しいごみ処理施設においても継続の考えがあるということなのか伺います。

大きな2番、新たなごみ処理施設建設に向けての(1)、長期休暇前後のごみ回収について伺います。新たなごみ処理施設においては、2車線を設けるということ、また滞留施設を設けるということから、今現在のような渋滞等の心配はなくなるのではないかという考えが示されたかと思いません。しかしながら、14年に稼働ということは、その間の渋滞ということについては、やはり何らの

手を打つ必要があるのではないかと考えます。答弁の中では、搬入者同士のトラブルや係員に対する強い苦情などはなかったということでありましたが、ここ数年もなかったのか伺います。

また、混雑の一つの原因として、計量場所が1か所しかないということもあると思いますが、例えば持ち運びができる小型の車両重量計を利用するなど検討できるのではないかと考えます。新たなごみ処理施設においても全くこのような渋滞の心配がないということなのかも併せて、今後のリスク回避の方法を考えているのか伺いたしたいと思います。

(2)、製品プラスチックと容器リサイクルの分別について、これから検討する課題については、詳細に述べていただきました。当然構成市町で考えていかなければならないこと、またそこに組合が関わって検討していくことがあると思いますが、大まかで構いませんが、今後のスケジュール、どのように検討していくのか、スケジュールを示していただければお聞きしたいと思います。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 川崎議員さんの再質問にお答え申し上げます。

件名1の(1)のウ、今後の対応について、リチウムイオン電池が回収できる業者は複数いるのかについてですが、本組合に入札参加資格審査申請、これをしている業者の中では、リチウムイオン電池を含む可能性がある家電の回収ができる中間処理業者は、現在契約している会社1社のみです。

なお、ご指摘のリスク分散という視点から、現在このほかにも業者がいるかを調査している状況です。

また、新施設の対応については、現時点では未定ですけれども、検討事項になるものと考えております。

件名2の(1)、長期休暇前後のごみの回収について、ここ数年でもトラブル等はなかったのかについてですが、ここ数年で混雑時における搬入者同士のトラブルや係員に対する強い苦情はありませんけれども、混雑解消への要望はあるものと考えています。

そして、そのことへの対応ですけれども、令和5年度から係員を1名増員して、計量棟付近での搬入車両の誘導を行っております。今後も搬入車両の誘導を効率的に行い、スムーズな搬入搬出ができるよう努めてまいります。

また、小型の車両計量機についてですが、購入は可能ですが、計量棟にあります本体のシステムとの連動が難しいと考えます。

また、繰り返しになりますが、新施設の対応については今後の検討となります。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 川崎議員の（２）、製品プラスチックと容器リサイクルの分別についての再質問にお答えいたします。

今後の決め方のスケジュールについてですが、各構成市町では、廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づく一般廃棄物処理計画をそれぞれ定めております。その計画の中で区域及び廃棄物の種類ごとにその収集、運搬及び処分の方法を定めていることから、その方向性についても基本的に構成市町が主導であることと認識しておりますが、組合といたしましては、整備基本計画の中で新たなごみ処理施設の概要を構成市町にお示しし、それを踏まえた話し合いを行ってまいります。

課題に関する検討の一般的なスケジュールとしましては、まず分別の基準の策定を行い、それから住民への周知方法などの課題について整理していくものと考えられますので、これら課題の検討については、スケジュールも含め、構成市町と引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金子雄一議長 ２回目の答弁が終わりました。

以上で川崎議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０７分

再開 午前１０時１５分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○金子雄一議長 建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 申し訳ありません。先ほど杉田しのお議員の再々質問の答弁の中で、建設検討委員会で答申いただいた整備基本計画においてストーカー式が経済性と効率性を勘案した施設の項目で満点配点だった理由についての中で、参考施設建設費及び参考維持管理費を「８つの処理方式」と申し上げてしまいました。正しくは「６つの処理方式」です。訂正しておわび申し上げます。

○金子雄一議長 ただいまの建設推進課長のとおりでございます。ご了承願います。

なお、字句その他については、議長に一任願います。

○金子雄一議長 それでは、３番目の通告者、竹田議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○５番 竹田悦子議員 議席番号５番、竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

１、新たなごみ処理施設等整備基本計画について、（１）、人口動態と施設規模の見直しについて。

新たなごみ処理施設等整備基本計画の中では、将来人口の推移で令和7年（2025年）には鴻巣が11万3,454人、北本市6万3,000人、吉見町1万6,600人として、全体で約19万3,060人としています。しかし、実際には2025年2月1日現在、鴻巣市11万7,455人、北本市6万5,226人、吉見町1万7,598人、全体で20万279人、差異は7,219人です。基本的な数字に差異が出ていますので、基本計画の見直しのお考えが持てるか伺います。

（2）、建設予定地周辺の地元説明会を地域ごとに行うとともに、搬入ルート周辺地域住民への説明会を行うことについて。昨年の10月12日に開催された第6回地元協議会の会議録を見ると、委員の質問で「現状ここまで進めてきたが、それを地域住民に説明会を開く用意はしているのか」との質問に対して、「説明会の予定はしています。説明内容については、現在建設検討委員会で協議中の整備基本計画の内容を中心に、地元要望などについても触れながら、説明させていただきたいと考えています。また、前回の説明会同様、2市1町のほか、この笠原公民館でも開催し、地元の方からお話があった際は、丁寧に説明させていただきたいと考えています」とお答えになっています。

また、別の委員は「地元の人から声が上がっていないのは、関心はあるけれど、知らないということがあると思うので、地域ごとに説明会を開くということで、もう少し理解を得られるのではなかと思う」。他の委員も「公民館まつりを毎年開催しているが、人が多く集まるので、そうした場で周知してもよいと思う」と意見を述べています。事務局は「提案をいただきましたので、検討させていただきます」と答えています。

こうした地元要望に応えた説明会を行うことについて見解をお答えください。

また、搬入ルートは県道308号線、県道内田ヶ谷鴻巣線であることも計画では示されています。この周辺地域住民への説明会を開催することについてもお答えください。

（3）、構成市町住民に建設費用に係る財政計画を早めに示すことについて。鴻巣市議会の一般質問で建設費用に係る質問がありました。負担金については、組合から数字が示されていないとの答弁がされています。

2019年に白紙となった鴻巣行田北本環境資源組合で示された費用611億円に対し、市民から驚きの声が上がりました。本組合が進める新たなごみ処理施設の整備費用は、概算で700億円を超える数字が示されています。この中には、用地取得費や周辺の道路、水路の整備費は含まれていません。人口規模も少ない中で、どのような財源を確保するのか本当に大変心配です。

今住民には国保税や介護保険料の値上げ、さらには物価高騰などで大変な思いをしながら頑張っています。ごみ処理施設に係る費用を各自治体はどのように捻出するのか、多大な費用が必要であることは想像できます。構成市町住民に建設費用に係る財政計画を早めに示すことについて見解をお答えください。

（4）、具体的な地震災害の想定について。建設予定地における災害対応（案）の地震対策は、

鴻巣市地震ハザードマップによる発生頻度は低いものの、震度6強の地震が発生すると想定されています。綾瀬川断層は、鴻巣から伊奈間の長さ19キロメートル、西南側が北東側に対して相対的に隆起する逆断層と推定されています。こうした綾瀬川断層について、本組合ではどのように検討されたのか伺います。

(5)、浸水対策に係る費用について具体的に示すこと。浸水対策として県道の高さ以上で検討した結果、県道高さプラス0.5メートルほかに部分盛土または建設計画による対策を行うとしています。このことによる整備費はどのくらいになるのか、費用についてお答えください。

(6)、計画書には元号と西暦を併記することについて。本組合の新たなごみ処理施設は2032年(令和14年)に稼働予定ですが、整備基本計画書には昭和から平成、令和まで記載されています。住民に正確な情報を正しく理解していただくためにも、元号と西暦を併記することを提案します。見解をお答えください。

2、地元協議会について、(1)、地元協議会への説明はもっと詳細に行うことについて。地元協議会の会議録を読むと、委員の質問で「建設費用はどのくらいかかるのか。また、費用は分割で払うのか。財源はあるのか。施設の運用が開始されれば、売電費用を充てるのか」の質問に対し、「現在、建設検討委員会で基本計画について協議をいただいています、そこで示された現時点での概算として、施設全体で約460億円と試算されています。ただし、この金額は、複数のメーカーへのアンケートを平均した数字で、あくまで参考のものです。また、支払い方法ですが、一般的に地方債を活用します。地方債は、今回のような大規模な公共事業など、20年や30年など複数年で返済することで財政負担を平準化することができます。また、長い期間使用することになりますので、世代間の負担を公平にするという意味もあります。このほかに、国の補助金があります。補助率は、補助対象となる事業のおおむね3分の1です。さらに、地方債に対しては、交付税の措置もありますので、それらを活用しながら財源を確保していきます。最後の売電収入については、組合の運営や地元対応の一部などに活用することが考えられます」と答えていますが、年間の維持費等の説明がされていません。もっと丁寧な説明が必要ではないかと考えます。見解を伺います。

(2)、民法の利益相反への対応について。利益相反とは、ある個人や組織が自分の利益を追求することで、他の人や組織の利益に対立することです。私は、地権者が地元協議会の会員でないことが望ましいと考えます。地元協議会のメンバーの中には建設予定地の地権者はいないのか確認をします。

(3)、鴻巣市の地元懇話会との関係について。組合が設置した地元協議会と、鴻巣市が設置した地元懇話会との関係について伺います。意見が対立した場合はどのように調整するのも併せてお答えください。

以上で1回目の質問といたします。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 竹田議員のご質問にお答えいたします。

件名1、新たなごみ処理施設等整備基本計画についての(1)、人口動態と施設規模の見直しについてですが、建設検討委員会から答申のあった整備基本計画における構成市町の将来人口推計につきましては、鴻巣市及び北本市の将来人口はそれぞれの総合振興計画、吉見町は国立社会保障・人口問題研究所の予測に基づき設定しております。

また、家庭系ごみ排出原単位は、構成市町の一般廃棄物処理基本計画に示される目標値またはごみ排出実績に基づいたトレンド推計により算出した推計値のうち、小さい値を採用することを基本として、できる限り施設規模が過大とならないように設定しておりますので、現時点で見直しの予定はございません。

次に、(2)、建設予定地周辺の地元説明会を地域ごとに行うとともに、搬入ルート周辺地域住民への説明会を行うことについてですが、地元協議会と引き続き協議をさせていただきます。

また、ごみの搬入に当たってのルートについては、現在の中部環境センターから新たなごみ処理施設になることで、構成市町の全ての住民の皆様に関係することとなります。お知らせの方法は現時点では未定ですが、今後事務の進捗に合わせ、ご案内してまいりたいと考えております。

次に、(3)、構成市町住民に建設費用に係る財政計画を早めに示すことについてですが、建設検討委員会から答申のあった整備基本計画では、概算施設整備費は約463億円と試算しており、その財源の内訳は、国が交付する循環型社会形成推進交付金約118億円、一般廃棄物処理事業債約286億円、一般財源約59億円となっています。建設期間や地方債の返還期間など詳細な計画は今後作成してまいります。

次に、(4)、具体的な地震災害の想定についてですが、鴻巣市ハザードマップについては認識しており、建設予定地にて震度6強の地震が発生する可能性があることは把握しております。

また、綾瀬川断層については、令和4年度の建設検討委員会において、建設予定地から一定の距離が離れていることを確認しております。震度6強の地震が発生する可能性があることについては建設予定地だけではなく、鴻巣市の多くの地域がそのような状況であることから、建設検討委員会から答申のあった整備基本計画においては、特定の断層による影響ではなく、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示されている耐震安全性の目標を参考に、各処理施設等で想定する役割・機能を踏まえた目標を定めております。

次に、(5)、浸水対策に係る費用について具体的に示すことについてですが、浸水対策につきましては、内水対策として、造成工事において県道から50センチメートル上げることとしております。最大想定規模及び計画規模への対応については、基本的にはランプウェイなどの建設計画による対策を行うこととしております。このうち、内水対策に関する費用については、今後行われる予定の

盛土造成の費用に含まれます。

また、最大想定規模及び計画規模への対策に関する費用は、プラントメーカーごとに対策が異なると想定され、事業者提案の範囲に含まれますので、共に浸水対策の費用のみを算出することは難しい状況です。

次に、(6)、計画書には元号と西暦を併記することについてですが、暦年の表記については、法令や文書取扱規程などでは定められていないことから、組合で作成する文書や資料などにおいては、慣例として基本的には和暦で統一しております。

また、新たなごみ処理施設等整備基本計画の作成を進めるに当たり実施したパブリックコメントにおいても、西暦の併記を求める意見はなかったため、和暦での表記としております。

このようなことから、現時点で和暦と西暦との併記は考えておりません。

次に、件名2、地元協議会についての(1)、地元協議会への説明はもっと詳細に行うことについてですが、地元協議会の議題やその内容については、地元協議会の正副会長や委員の皆様の考えをお聞きしながら決定していくものと考えております。

なお、組合といたしましては、今後整備基本計画の策定後に改めて地元協議会にご報告したいと考えておりますので、引き続き地元協議会で必要な協議を重ねてまいります。

次に、(2)、民法の利益相反への対応についてですが、本組合での地元協議会の設置は、地元住民と組合が相互に理解を深め、地域環境の保全及び安全・安心の確保並びにごみ処理施設の円滑な整備及び運営に資するための協議を行うことを目的としておりますので、委員の中に地権者が含まれることによる利益相反には当たらないと考えております。

なお、現時点で把握している状況ですが、協議会のメンバーの中に建設予定地の地権者は27人中4人です。

次に、(3)、鴻巣市の地元懇話会との関係についてですが、鴻巣市新ごみ処理施設整備推進懇話会設置要綱によりますと、当該懇話会は新ごみ処理施設の整備に向け、埼玉中部環境保全組合が建設予定地としている、郷地地区及び安養寺地区の住民の意見を聴くために鴻巣市において設置するもので、地域環境の保全及び公害防止対策に関することなどについて意見交換を行うことが所掌事項とされております。当該懇話会は本組合が設置する地元協議会と直接的な関係はございませんが、鴻巣市が施設の立地自治体の立場で、地元の皆様と協議を行っていくために設置するものと考えております。

なお、鴻巣市の地元懇話会と本組合の地元協議会で意見が異なった場合の対応についてですが、現時点でそのようなケースは想定しておりません。

以上でございます。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 ご答弁いただきましたので、再質問を行わせていただきます。

1の(1)です。人口動態と施設規模の見直しについて。私は、焼却処理施設はもっと小さくてもよいと考えます。ご答弁では「家庭系ごみ排出原単位は、構成市町の一般廃棄物処理基本計画に示される目標値またはごみ排出量実績に基づいたトレンド推計により算出した推計値のうち、小さい値を採用することを基本として、できる限り施設規模が過大とならないよう設定しています」とお答えになりました。

将来人口の推計を見ると、鴻巣市は総合振興計画では、吉見町と同じように国立社会保障・人口問題研究所を参考にしていますが、いわゆる社人研の示す数字は実際よりも少なくなる傾向があると思います。こうしたことを総合的に勘案すると、抜本的に排出されるごみ量を減らすことが必要であり、構成市町と調整することが求められると考えます。この点でどのように対応するのか、お答えください。

(2)の建設予定地周辺の地元説明会を地域ごとに行うとともに、搬入ルート周辺地域住民への説明会を行うことについてですが、私は地元意見を聞くお考えがあるならば、本来もっと早く詳細に行うべきと考えます。地元説明会は、地元協議会と引き続き協議をさせていただきますとのご答弁がありました。いつ結論を出す予定か。既成事実をつくり、意見を出しても変わらないと地元の人に諦めさせるのではないかと私は大変心配をしています。そういう点では小まめに説明会を行い、何より地元の合意が必要だと考えますので、再質問を行います。

さらに、搬入ルートについてですが、搬入ルートとして一番集中してくるのが県道308号線、内田ヶ谷鴻巣線です。周辺住民への特別な配慮はしないのか、この点で改めてお伺いをいたします。

(3)、構成市町住民に建設費用に係る財政計画を早めに示すことについてで、ご答弁では「建設検討委員会から答申のあった整備基本計画では、概算施設整備費は約463億円と試算しており、その財源の内訳は、国が交付する循環型社会形成推進交付金約118億円、一般廃棄物処理事業債約286億円、一般財源約59億円となっています。建設期間や地方債の返還期間など詳細な計画は今後作成していきます」とのお答えでしたが、いつ明らかにするのか。また、維持管理費用は幾らになるのか、お答えください。

本組合の来年度の予算規模は約10億円です。この中には桶川市からの処理費用約1億円が含まれています。また、歳出には地方債の償還がありません。新たなごみ処理施設整備基金の目標数字をいつ示していくのか、用地取得費や周辺の道路及び水路の整備などをどのようにしていくのかも併せてお答えください。

(6)、計画書には元号と西暦を併記することについて。今市民に広く周知していくこと、また将来の人たちがこの基本計画書を見たときに、分かりやすくしておくことが必要だと考えます。国会で1979年の参議院のこの元号の問題の審査過程で、元号法が元号の使用を強制し義務づけることになるのではないかという指摘に対して、三原氏が総理府総務長官として、行政機関は元号法の下

で統一的事務処理のために、元号の使用について協力を求めることになる一方、市民が望むときには西暦との併用も可能との見解を示しています。

本組合で進めている新たなごみ処理施設整備基本計画の中間答申書で、平成31年と令和元年について重なっていたときに間違いが発生し、訂正したことがありました。こうした事例もありますので、再考してお答えください。

2、地元協議会について、(1)、地元協議会への説明はもっと詳細に行うことについて。ご答弁では「今後、整備基本計画の策定後に改めて地元協議会にご報告したいと考えておりますので、引き続き地元協議会で必要な協議を重ねてまいります」としています。では、いつ頃を予定しているのか。また、地元協議会から出されている要望に対する具体化はどのように行うかも併せてお答えください。

以上、再質問です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 竹田議員の再質問にお答えいたします。

件名1、新たなごみ処理施設等整備基本計画についての(1)、人口動態と施設規模の見直しについてですが、建設検討委員会から答申いただいた整備基本計画では、その作成時点の構成市町の総合振興計画などのその他の計画と整合が取れるように設定しております。今後、事業者選定事務を進める中で施設規模の見直しの必要がある場合には、適宜修正してまいります。

また、繰り返しになりますが、家庭系ごみ排出原単位は実績に基づく推計値よりも小さい目標値等を採用し、現時点では必要最小限の規模としております。引き続き、ごみの減量化を進める必要があるため、構成市町と調整してまいります。

次に、(2)、建設予定地周辺の地元説明会を地域ごとに行うとともに、搬入ルート周辺地域住民への説明会を行うことについてですが、地元説明会の開催については、地元協議会と引き続き協議してまいりますとともに、県道内田ヶ谷鴻巣線周辺の皆様にも参加しやすいよう、前回の住民説明会と同様に、笠原公民館など建設予定地周辺での説明会も今後開催させていただく予定です。

次に、(3)、構成市町住民に建設費用に係る財政計画を早めに示すことについてですが、建設期間や地方債の返還期間などの詳細な計画については、今後事業を進める中で決まってまいります。概算維持管理費については、建設検討委員会から答申いただいた整備基本計画の中では1年当たり約12億円と想定しております。

次に、ご質問の新たなごみ処理施設整備基金とは構成市町の基金のことかと思いますが、こちらについては、構成市町がそれぞれで財政状況を考慮して設定するものと認識しております。

用地取得費については、土地の鑑定評価の結果をもってお示しし、周辺整備等に関しては、地元

協議会及び鴻巣市と引き続き協議をしております。

次に、(6)、計画書には元号と西暦を併記することについてですが、繰り返しのようになりますが、実施したパブリックコメントにおいても、西暦の併記を求める意見はございませんでしたので、現時点で和暦と西暦との併記は考えておりません。

次に、件名2、地元協議会についての(1)、地元協議会への説明はもっと詳細に行うことについてですが、地元協議会でのスケジュールや協議内容については、地元協議会との話合いの中で決定しております。

以上でございます。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、再々質問を1点行います。

1の(3)、構成市町住民に建設費用に係る財政計画を早めに示すことについてです。例として、私は用地取得費として周辺整備等を示していますが、ほかに必要と考えている経費はあるのか。そして、全体費用としていつ明確にするのか、再度お答えをいただきたいと思います。

用地取得費について、いわゆる近傍の鑑定評価や路線価などを参考にしていく、ここでは鑑定評価というふうにお答えになりましたが、カントリーエレベーターの底地を鴻巣市がJAさいたまに売却した経緯があります。ここは宅地として売却しています。これらを参考にするのか、併せて伺っておきます。

以上です。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 竹田議員の(3)、構成市町住民に建設費用に係る財政計画を早めに示すことについての再々質問にお答えいたします。

ほかに必要と考えている経費はあるのか、全体費用についていつ明確にするのかについてですが、概算施設整備費のほかに、今後電気や水道などのインフラの接続費用が別途必要となりますが、全体費用については、事業の進捗に合わせお示ししております。

次に、用地取得費については、不動産の経済価値を客観的かつ公平に算出するため、不動産鑑定評価に基づき算出していく予定でございます。

以上です。

○金子雄一議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○金子雄一議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命によりまして、提出議案の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、1月23日に令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものでございます。

議案第2号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会条例については、当組合が新たなごみ処理施設等の整備及び運営等を行う事業者を選定するに当たり、必要な事項を調査し、及び審議するための整備運営事業者選定委員会を設置いたしたく、新たに制定するものであります。

議案第3号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、当組合の議員及び特別職の期末手当の支給率を改正するものであります。

議案第4号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議案第2号で上程いたしました整備運営事業者選定委員会の委員報酬の金額について、新たに定めるものであります。

議案第5号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,741万7,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料1,100万円の増額、財産収入30万2,000円の減額、諸収入450万円の増額であります。

歳出につきましては、議会費22万9,000円の増額、総務費68万6,000円の減額、衛生費は1,565万5,000円の増額であります。

議案第6号 令和7年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,515万7,000円とし、前年度に対し5,745万3,000円、5.82%の増といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金及び負担金7億4,129万1,000円、使用料及び手数料1億4,500万円、諸収入1億1,255万1,000円であります。

歳出の主なものは、総務費4,614万5,000円、157万円の減額、衛生費9億8,774万2,000円、5,899万4,000円の増額であります。

以上、議案第1号から議案第6号についてその概要を申し上げましたが、細部につきましては事

務局長が説明をいたしますので、慎重審議の上、原案のとおり承認、可決賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○金子雄一議長 以上で、提出議案についての管理者の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午後 1時00分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程の第8です。議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてです。令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

本組合の一般職職員の給与等については、鴻巣市職員に準ずることが規定されていることから、先般鴻巣市において、当該給与条例の改正及びそれに伴う人件費の補正がなされたことを受け、専決処分したものです。

1枚おめくりいただき、裏面をお願いいたします。専決処分書、次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）、令和7年1月23日。

補正予算書1ページをお願いします。専決処分の内容を説明申し上げます。令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億221万9,000円とする。

2ページをお願いします。ここでは、第1表として、歳入歳出予算補正を記載しておりますが、

この内容を歳入歳出予算事項別明細書により説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入から申し上げます。5 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金165万5,000円の増は、財政調整基金からの繰入れを行うものです。

6 ページをお願いします。歳出を申し上げます。2 款 1 項 1 目一般管理費58万6,000円の増は、事務局長及び総務課職員 2 人分の人件費です。

3 款 1 項 1 目清掃総務費27万9,000円の増は施設課職員 2 人分、また 3 目建設推進費79万円の増は建設推進課職員 5 人分のそれぞれ人件費です。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。

◎議案第 2 号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第 9、議案第 2 号 埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会条例についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第2号について説明申し上げます。

議案第2号は、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会条例についてです。本条例に係る委員会は、令和4年7月に制定しました「埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例」により設置した委員会と同様の性格を有する委員会で、管理者の諮問機関です。

なお、本委員会では、新たなごみ処理施設等の整備運営に係る事業者の選定について諮問する予定です。

条文の読み上げを割愛し、要点を申し上げます。

第1条は、設置に関する条文で、新たなごみ処理施設等の整備、運営等を行う事業者を選定するに当たり、競争性や公正性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、関係する規定に基づき、設置する委員会である旨を規定しています。

第2条は、委員会の所掌事務についてです。事務の内容としては、事業者の募集から事業者の選定までの事務を取り扱い、その成果を管理者に答申する旨を規定しています。

また、第2項では、総合評価一般競争入札方式を採用した場合において、地方自治法施行令では、事業者を選定する際には、学識経験者から意見を聴取することが求められていますが、この意見を聴取する学識経験者を本委員会の委員である学識経験者が兼ねることができる旨を規定しています。

第3条は、委員会の委員構成に関する規定です。委員は8人以内で構成するものとし、その構成は、学識経験者とその他管理者が必要と認める者とししました。その内訳ですが、現時点では学識経験者4人程度ほかを考えています。

第4条は、委員の任期を規定したものです。委嘱の日から答申をしていただくまでの間を任期としています。

第5条は、委員長及び副委員長に関する規定で、委員長のほかに副委員長1名をお願いすることなどを規定しています。

第6条は、会議の開催要件及び議事の決定の方法等に関する規定です。共に過半数が必要となっています。

また、委員会が必要と認めるときは、委員以外の方に協力を求めることができる旨を規定しています。

第7条は、委員の責務についての規定で、公平かつ公正に審査及び評価を行わなければならない

こと、本事業の審議に関して、委員に利害関係がないこと、さらには守秘義務について定めています。

第8条では、委員会の庶務を建設推進課において処理することとし、第9条は委任規定です。

附則では、施行期日を公布の日と定め、初めての会議の招集は、管理者が行うこと、また条例の効力については、当該事業について組合と事業者とが契約を締結するまでであることを規定しています。

以上が議案第2号についての説明です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑のある方。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 それでは、何点かお聞きをいたします。

第3条におきまして、委員会は委員8人以内をもって組織するとあります。ご説明の中では、4人を考えている。しかも、その内訳は全て学識経験者4人ということでありました。令和7年度一般会計予算書におきましても4人の予算が計上されておりますが、この根拠について伺います。数字的な根拠。

また、学識経験者といいますが、非常に幅広く考えられると思いますので、どのような人選を考えているのかについて伺います。

また、第2条におきましては、説明のあったとおり、事業者の募集に関する事項、また事業者の選定基準に関する事項等、重要な事項を審議することになります。これも予算書に示されていることとございますが、債務負担行為におきましても、3年間をもって事業者選定を行っていくと思えます。また、さらに令和7年度につきましては、会議2回分という予算も計上されております。この3年間でどの程度の回数の会議を予定しているのか。また、その内容についてはどのようなことを審議していくのか、スケジュールも併せて聞かせていただきたいと思えます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、川崎議員の質問に答弁を申し上げます。

まず、4人の根拠でありますけれども、これは先例を踏まえ、調査したところ、3人ないし4人という構成が非常に多かったものですから、またこういったことをこの事務を担当している実績のあるコンサル等に確認をしまして、この程度の人数が適当であるというふうなお話もいただいたことから、今回4名ということにさせていただきました。

どういふ方かということでもありますけれども、これは学識経験者でありますので、このごみ処理の分野に造詣の深い大学の教授あるいは関係機関やこの事業に関わりのある実績をお持ちの方、そ

ういった方を想定をしております。

2回分の予算が想定してあるけれども、トータルで何回かということですが、これは第1回の会議のときにその委員の皆様スケジュールについて確認をし、その中で全体の回数をどのくらいのスケジュールでやっていくかということを決めていきたいと考えています。

内容につきましてですけれども、先ほど申し上げましたように、事業者の募集から選定までありますが、これももう少し具体的に申し上げますと、まず事業者に対しまして基本設計等を基に事業概要を示す書類、これを作成し、それについて事業者からの質問や意見を受けて、それらを参考にして入札に必要な仕様書等を作成するという作業がございます。

次に、事業者を選定するに必要な基準あるいはその審査のスキーム、こういったものについても作成をお願いします。

そして、最後には事業者選定の基準などを踏まえて、事業者から提案をいただいたものに対して審査をしていただく作業がございます。そして、最終的にはその成果を組合の管理者に答申していただくという内容でございます。

今回3年間で想定をしましたのは、これを先例を踏まえての想定でございますが、2年間で対応しているところも中にはございます。今回当組合ではこれを3年としましたのは、もう一つ別の理由がありまして、それは事業者に対してこういう事業を行いますという公告をする時点では、事業が完全にできるということが確定していなければいけません。具体的に言うと、用地買収が完了しているということです。そのスケジュールを踏まえて両方をお互い合わせた場合、用地買収のスケジュールについては令和8年度で実施していくということが今予定されていますので、それを踏まえ、選定作業を進めていくと、9年度に入って成果が出るのであろうということからこのようなスケジュールに至っています。

ただ、具体的な内容については、先ほども申し上げましたが、この委員会の中で決定してまいります。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ございますか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 何点かお尋ねをしたいと思います。

非常に重要な役割を担っていただく方になるというふうに思います。そういう点からいうと、総合評価一般競争入札方式を行う場合に、その規定する学識経験を有する者ということで4人と、その他管理者が必要と認める人というので、先ほど全員協議会の中では構成市からというふうにお答えになっていますので、するということは8人以内ですけれども、7人が実質なのだという受け止めをしますが、それでよいのかどうかをまず確認をしたいと思います。

それから、DBO方式でやるということは、デザイン、建設、オペレーション、ずっとやるよう

な感じの企業を選定していくというふうに思いますので、そういう点では非常に大事な事業になると思いますので、この点での学識経験というのはどこまで持っている人をいうのか。いわゆる鴻巣でやろうとするやり方の経験のある人、知識を有する人というふうなことで受け止めてよいのかどうか2点目です。

それから、第7条の第2項で、「委員は、本事業に関する審議に関して、自己が従事する事務等に直接又は間接を問わず利害関係を有する場合は、その議事に参加することができない」ということです。事業規模からいうと、もう何百億円ですから、そういう点では非常に大規模な部分を担っていただいているわけで、その利害関係を有するかどうかというのは、誰がどのように判断するのか。後の祭りというふうなことにもならないことが必要だというふうに考えますので、その利害関係を有する場合は、その議事に参加することができないというふうになっていますので、この審査というのはどのように行っていくのかを伺います。

最後に、先ほど全員協議会の中で非公開とするということですので、当然そういう点からいうと、誰が選ばれたかということも非公開だという受け止めでよいのかどうか、最後にお聞きしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 まず、1点目の全体で何人かということですが、これは条例で8人以内ということになっておりますので、この範囲でお願いしていくという現段階ではそういう説明になります。

それから、どういう方が学識経験者なのかということですが、これはやはり先例を見ますと、その専門の大学の教授あるいは県の専門職の方、そういった方にお願いするケースが多いようですので、その辺は先例を見ながらお願いをしていきたいと考えています。

それから、利害関係を有するかどうかをどういうふうに判断するのかという今ご質問をいただきました。これは非常に難しいなというふうな自分も認識がありまして、いろいろ調査してみたら、国などではやはり同じようなこういう委員会を設定するときには、個人からの申請、具体的にはそういった履歴書などを書いていただく中で判断をしていると聞いておりますので、そのような形であればと考えています。

それから、非公開については、委員さんも非公開かということですが、そのとおりでございます。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 私先ほど第3条のところ、構成市町からだ3人でしょうというふうなこ

とで、7人でいいのですかというふうにお尋ねしたら、8人以内というふうにお答えになりました。この構成市町が3人で、学識経験が4人だと7人なのですけれども、もう一人はどこから選ばれてくるのか伺います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 8人以内という想定ですというふうなお答えしかできない状況なのですけれども、これはそういう想定をしているということではなくて申し上げますが、組合によってはその組合の事務局長が入っているところもあります。そういうこともあるので、余裕を見て8人以内ということにさせていただくような条例になっています。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 すみません。算数があまりできなくて申し訳ありません。ということは、私は先ほど言ったのです。純粹に7人で基本的には、例えば事務方という形で先ほどお答えになった部分でいうと、事務方として参加するということと、それから協議に参加して決定するという点では、全く立場が違うわけです。そういう点では、実際どうなのか。誰がどのようにどういうふう選ばれたかというのは全く非公開だということは、何も分からないまま物事が進んでいて、結果として開けてみてこういうふうになりましたよということになるという側面は、私はやっぱりできる限り公開できるものは公開しておいたほうがいいのではないかとこのように思うのです。

そういう点からいうと、利害関係があるかないかということも各個々の皆さんが、その経歴書みたいなを出していただくということは非常に私も大事だというふうに思うので、その点は、すみません、算数がうまくできないので、7なのか8なのかを再度確認をしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 繰り返しになりますけれども、現段階では7人なのか8人なのかということは、決まっておりません。8人以内で構成をさせていただく内容でございます。

○金子雄一議長 ほかに質疑。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 まず、第3条の関係になります。これも管理者の附属機関ということになりますので、建設検討委員会のほうと似たような形になるのかなと思うのですけれども、若干定め方が違っておまして、建設検討委員会の中には識見を有する者ということで定めていたのですけれども、今回は学識ということで、この違い。若干狭くなってしまいうような気もするので、この違い、どういうことで考えているのかということをお教えください。

それから、2点目、第2項ですけれども、その他管理者が必要と認める者ということで、これも

建設検討委員会のほうだと例えば構成市町の職員がなる場合ということであれば、組合構成市町の副市町長ということで定めておりますので、現段階ではこちらの選定委員会のほうはまだそこまで確定しているわけではないので、こういった定め方をしていると。7人、8人と言っているのですけれども、この学識は決まっているのだけれども、それ以外誰がなるかというのはあくまで想定であって、正式な決定はしていないということでこういう書き方をしているということですのでよろしいのか、確認したいと思います。

それからもう一点、今回所掌事務としては第2条に1、2、3、4とありますけれども、1、2、3のところは既に決定している内容なのだろうなというふうに理解するわけなのですけれども、これを今回委嘱した委員の人たちに順次という形になると思うのですけれども、同じ構成のメンバーで1、2、3という形で諮問していくのか、それともその都度この委員のほうは替わってくるのか、これについてちょっと確認をしたいと思います。といいますのは、第7条で委員の責務として、公平かつ公正に審査、評価を行わなければならない。それから、第2項に関しては、先ほど質疑がありましたけれども、利害関係がある場合には参加できないということが定まってはいるものの、さらにそういった中で何かあったら困るということで、例えば選定基準に関わった委員は審査には関わらないとか、こういったところで切り離すことで、よりクリアになるかなと思うのですが、どのような形で委嘱をするのか、項目によって委員を替えるのか、それともずっと同じ委員でいくことを想定しているのか、ご説明をいただければと思います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、桜井議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の識見者とその学識経験者、この違いということでございますが、まず学識経験者は専門領域の学問で評価を受ける、豊富な経験と高い識見を持つと社会に認められた方というふうに認識をしていますが、新たなごみ処理施設等建設検討委員会で規定をしました識見者との区別、これについては実は弁護士にも確認をしましたけれども、明確ではないということです。

今回識見者ではなく、どうして学識経験者というふうな表記にしたかといいますと、地方自治法施行令の中の業者選定の手法等を規定した条文の中に、学識経験者という記述があります。この業者選定に係る事務は、当該条文を踏まえて、これは総合評価一般競争入札のことなのですけれども、それを踏まえて執り行われる場合は、この学識経験者がうちのほうのこの条文にいう学識経験者と同じ立場の同じ人間だということが分かるように、ここでは学識経験者という言い方に変えました。

それから、2点目の1番から3番を同じメンバーで行っていくのかということについてですが、現在想定していますのは、同じメンバーでやっていくということを考えています。これは、今お話がありましたように、その評価やそのポイントポイントでいろんな議論をして、それと関わりのない方にやっていただくというふうなやり方もあるかもしれませんが、その議論の中の中身をよく認

識されている方に評価をしていただくということも適切な評価につながるのではないかとというふうに考えます。現段階ではそういうことで同じ方でやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 確認になりますけれども、学識経験者、識見者とほとんど違いはないということで、確認としてこの学識経験者の学籍、今例えば大学に所属しているとか、講師をやっているとかということには限らない。その学問に関しての知識を有しているかどうかということによって判断されるということでもいいのかどうか。

それから、2点目については、現状では通しで同じ委員でという想定ということなのですが、先ほど申し上げたように、誰が委員になっても分かりやすいような選定基準をつくるということも必要なことだと思いますので、ぜひより公正公平にやるようなところでも考えてもらえればなと思います。

質疑としては以上1点だけお伺いいたします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 ご指摘をいただいた内容を踏まえて、今後進めてまいります。

○金子雄一議長 ほかに。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 すみません、ちょっとお伺いしたいと思います。先ほど来、非公開というお話出ていますけれども、この事業者選定委員会の委員についても選定をされた場合は、非公開ということなののでしょうか。それが1点と。

あと、第3条の関係で、まだ決まっていないと先ほど来やり取りをされておりますけれども、答弁で大学の教授あるいは県の専門職の方というふうなご答弁をされておりましたけれども、その中で学識経験者の中で私が幾つか事例をちょっと調べてみましたけれども、設置の中に競争性及び公平性を確保し、特に競争性のところに関わってくるのかなというふうに思うのですが、会計プロフェッション研究科教授ということで今選出している事例が幾つかありまして、このプロフェッションというのは社会の利益に貢献する職務、役割を重視する人というのがプロフェッションというふうにちょっとネットで調べた範囲なのですけれども、ありまして、そういうこのごみ処理施設の事業に対して精通しているかどうかということにはちょっと私も疑問があるところではあるのですが、今申し上げたようなこの職務をきちっとそういった自分の職務を重視して当たってくださる方というふうな認識の中でそうした会計プロフェッション的な大学教授等を入れる考えはあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、最後にもう一点なのですけれども、第5条の中で委員長及び副委員長の規定があります

けれども、委員長につきましては、学識経験者の方、委員の方を委員長にする考えというのはあるのかどうなのか。委員長は会の進行するようなイメージがありますので、せっかく学識経験で入っていただいて、意見があまり言えないような立場であるともったいないなという気がしているのですけれども、その点3点伺いたいと思います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 杉田議員から3点ご質問をいただきました。

委員についても非公開でございます。

それから、第3条の関係で、その会計に関するプロの方が入るのかという今お話でございますが、現時点ではこれは環境の関係あるいはこの施設の建設に関して技術的な部分で精通されている方を中心にお願いしようというふうに考えているところでございます。

それから、委員長は誰かということでございますけれども、これは条例の中で管理者が指名をしていただくことになっておりますけれども、先例を見ますと、学識経験者の方をお願いしている例が多いようです。

以上です。

○金子雄一議長 杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 すみません。最後の委員長の関係なのですけれども、今申し上げましたように、せっかくそうした学識経験の方、そうした知識を専門的に持っていらっしゃる方に入っていただくので、できれば委員長を外していただいて、意見を言う立場に回っていただいたほうがよろしいのかなと私個人的には思いますので、そうしたことも考えの中に入れていただいた上で、決定を管理者から指名をしていただきたいなということを申し上げて、質問を終わります。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 ご指摘を踏まえて管理者と協議してまいります。

○金子雄一議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 ございませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第10、議案第3号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第3号について説明申し上げます。

議案第3号は、埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例です。これ以下の説明については、条文の読み上げを割愛し、改正の要点を申し上げます。

本議案での改正点は、組合議会の議員及び特別職の期末手当の支給月数の改正です。

本組合の議会の議員及び特別職の期末手当の支給月数は、一般職職員の期末勤勉手当の支給月数を参考にしておりますので、組合の一般職職員の当該手当の支給月数が年間で4.5月から0.1月を加えた4.6月に改正されましたので、議会の議員及び特別職についても同様に改正をお願いするものです。

また、改定後の支給の方法については、令和6年度が12月の支給で0.1月分を考慮し、令和7年度からは6月と12月でそれぞれ0.05月分を考慮した支給月数で支給するものです。

また、令和6年12月の期末手当について、既に支給された分は、改正後の支給額の内払いとみなすことも規定しています。

以上が改正の要点となります。

なお、議案の資料として、議案書に本改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご参照くだ

さい。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 1点だけちょっとお尋ねをしておきます。

鴻巣では1月22日に臨時議会が開かれまして、人事院勧告などを参考に鴻巣でも職員の給与改定が行われ、その後特別職、それから議員の期末勤勉手当の条例改正が行われて、予算などもやって、鴻巣で行ったことが今回の条例改正につながっていくと思うのですけれども、この時期いろんな人たちが大変だというのが、物価高騰の中で多くの皆さんが感じているとおりののですけれども、年金暮らしの人からは僅かばかり上がったけれども、本当に大変なのだと、議員だけとか、特別職の人はどうなのだということがちょっと言われているものですから、管理者としてはどのようにこうした事例を受け止めて、今回の条例改正をされたのかだけお伺いしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 竹田議員から私に対してご質問がございました。従来から慣例でやっているというのは、言うまでもないという部分もありますけれども、先ほど竹田議員がおっしゃるとおり、物価高、様々なものが値上がりをしている状況下で苦しい思いをしている方もいるのだろうというふうに思っています。しかしながら、議会議員の皆様方もそれなりの責任を持ってこの仕事をしていらっしゃるというふうに思いますので、その責任においての対価としては十分な改正であろうというふうに判断をしております。

以上です。

○金子雄一議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、なしということですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 すみません。鴻巣でもいろいろなことの中で苦しんでいるということは、客観的な事実かというふうに思いますけれども、自分たちの期末手当をどうにかできる立場という点では、私はこういう時期なので、もっと市民に寄り添うべきというところで、鴻巣市でも反対しま

したので、反対といたします。

以上です。

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 賛成または反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○金子雄一議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第11、議案第4号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第4号を説明申し上げます。

議案第4号は、埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

改正の要点を申し上げます。本条例改正は、議案第2号でご承認いただきました新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会の委員の日額報酬を規定するものです。

本委員会は、議案第2号で説明申し上げましたとおり、新たなごみ処理施設等建設検討委員会と同様の性格を有する管理者の諮問機関であり、お願いする事項についても、新たなごみ処理施設の建設に係る事務であることから、当該委員会に係る委員の報酬額については、新たなごみ処理

施設等建設検討委員会委員の報酬を参考にいたしました。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 なしということでございます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第12、議案第5号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 議案第5号について説明申し上げます。

1 ページをお願いします。議案第5号は、令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第

3号)です。令和6年度埼玉中部環境保全組合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,741万7,000円とする。

2ページをお願いいたします。ここでは、第1表として歳入歳出予算補正を記載していますが、この内容を歳入歳出予算事項別明細書により説明申し上げます。

5ページをお願いします。歳入から申し上げます。2款1項1目清掃施設手数料1,100万円の増は、当初の計画搬入量7,760トンに対し、610トンの増が見込まれるためです。

4款1項1目利子及び配当金30万2,000円の減は、施設整備基金積立金を、満期を迎える以前により有利な定期預金に切り替えたため、今年度に限り、利子が減額となったものです。

7款2項1目衛生費受託事業収入300万円の増は、桶川市に係るごみ処理受託事業収入の確定見込みによるもので、当初の計画搬入量4,600トンに対し、約120トンの増が見込まれるためです。

7款3項1目雑入150万円の増は、有価物の売却単価の上昇によるものです。

以上が歳入です。

6ページをお願いします。歳出を申し上げます。1款1項1目議会費22万9,000円の増のうち3節職員手当等は、議案第3号で承認いただきました期末手当の増額分です。

10節需用費は、議会での審議内容等の兼ね合いから会議録の印刷代に不足が生じたためです。

2款1項1目一般管理費38万4,000円の減のうち、3節職員手当等は、議会費の3節と同様、特別職の期末手当の関係です。

また、12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、確定見込みによるものです。

2目財政調整基金費及び3目施設整備基金費については、いずれも利子の確定見込みによるものです。

なお、施設整備基金費の減額については、歳入で説明したとおり、現在の定期預金を中途解約し、より有利な定期預金に更新したことによるものです。

3款1項1目清掃総務費、10節需用費のうち消耗品費及び印刷製本費は確定見込みによる減で、修繕料の増については、非常用発電機室の防火用扉の修繕に充てるものです。

2目塵芥処理費1,563万5,000円の増のうち、10節需用費、消耗品費の950万円の増は、施設の老朽化により交換が必要なバルブ、配管材、電気機器などの購入に不足が生じたものです。

光熱水費の1,200万円の減は、電気料金の確定見込みによるものです。

修繕料1,000万円の増は、非常用発電機の改修に伴い、室内の温度上昇の抑制と排気のため、新たに換気扇を整備するものです。

この非常用発電機は、工場での組立ての期間を踏まえ、今回補正をお願いしたこの工事については、新年度で整備を予定しておりましたが、ここで非常用発電機の組立てが完了しましたので、その進捗に合わせ補正をお願いし、早期に整備を完了したいとするものです。

薬剤費100万円の減は、塩化水素の除去を促進する特殊反応助剤購入単価の下落及び購入量の減などによるものです。

12節委託料の焼却灰等中間処理委託料1,000万円の増は、焼却灰の処分量の増によるものです。そのほかの委託料については、入札等により請負差金が生じたものです。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 なしということです。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 議案第3号の条例改定に伴い、議員と特別職の期末手当の増額分が盛り込まれた補正予算なので、反対いたします。

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○金子雄一議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第13、議案第6号 令和7年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算を議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

質疑はありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 議案第6号の令和7年度一般会計予算、すみません、7ページであります。

7ページの歳入ですけれども、国庫支出金として循環型社会形成推進交付金が745万円ありました。これはこの事業の中の3分の1交付されるということで、それに関連して14ページのところで、いわゆる委託料の中にはこの循環型社会形成推進交付金事業がどれがその対象の事業となっているのかを、まずお伺いしておきます。

それから、2点目が14ページで、先ほど報償費50万円、所有者不明土地に係る管理人謝金として50万円が計上されています。5.8ヘクタールの土地を購入するということですが、この所有者不明土地というのは、どのくらいの面積なのか、筆数は何筆あるのか。これは最終的にはどのような形で謝金が払われていくのか、この所有者不明になったというか、所有者不明ということが明らかになった経緯も含めて、最後これらを含んだ土地を買うわけですから、そういう点ではどのように処分がされていくのかというのを伺っておきます。

それから、14ページの同じく12の委託料ですけれども、日照障害調査業務委託料が110万円計上されています。この日照を障害というか、日照時間の問題で周辺は稲作地帯で、いわゆる農振地域なのです。いわゆる青地で、農業振興地域ですから、その煙突を立てたりすることによって日照時間が変わったりすると思うのですけれども、そういう点での稲作補償というところまでこの調査をすることによって出てくるのかどうかをお尋ねをしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、国庫補助金の対象となる事業はどれかというお話でございますが、今回新年度の7年度では、対象事業は2件でございます。生活環境影響調査が、これが補助金ベースで160万6,000円、それから事業者選定支援業務委託が補助金ベースで584万4,000円、合計で745万円という内容でございます。

それから、土地不明の関係でございますけれども、まずこれについては、先ほども申し上げましたが、2筆で98平米と0.67平米、これは公簿の面積でございます。

それから、これが不明土地になった経緯かということなのですけれども、これは登記簿を見たときに保存登記がなされていない、表題部に所有者ということで氏名が記載されていて、その方が既にもう所在が分からないというふうな内容でございました。そういったケースは、非常に多いようで、全国的に問題になっていたというふうなことを踏まえて、法務省が仕組みをつくりまして、そういったケースについては法務局に申請すると、法務局のほうでそれが土地所有者不明かどうかを調査するというふうな制度ができました。数年前のことです。

その制度を活用しまして、この土地が土地の所有者が不明だということを法務局に確定をしてい

ただきました。それを踏まえた次の手続として、今度は裁判所にそのことを申し立て、裁判所のほうで所有者が不明なものですから、それを管理する管理人を指名していただき、その管理人と我々この土地を購入したいというこの関係者のほうで交渉をして土地の買収にこぎ着けるというスケジュールになってまいります。

以上です。

失礼しました。もう一点ございました。日照障害の関係につきましては、これは先ほども触れましたけれども、前の組合でもこの関係の調査はやっております。その中で使えるもの、今回の件で利用できるものがあるのですが、やはり施設そのものに相違がありますので、改めてやらなければならない部分というのがあります。その調査を踏まえた上で、今後どのような対応をしていくかということを決めていきたいと。あるいは地元と協議していきたいというふうに考えていますので、今の段階で補償というふうなことについて答弁申し上げることはできません。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 分かりました。14ページの12節のいわゆる委託料の中でもたくさんの委託をするわけですが、生活環境影響調査と、それから業者選定支援業務は、いわゆる国の交付金の対象だけれども、ほかのものは交付金の対象ではないということで、いわゆる循環型社会交付金のいろいろなマニュアルを見ると、調査を行う場合は循環型社会の対象になるみたいなことが書いてあったのですけれども、今回のこの申請の中では、例えば地域計画改定業務委託とか、それから交通量とか、調整池築造工事なども、いわゆるごみ処理施設を造るに当たって必要な調査をするのですけれども、これはなぜその国の交付金の対象にならないのかということが、何か国から説明があったのかということと、逆に言えばこの対象とならなければ、今後のことを考えたときに、例えば調整池築造工事基本設計業務委託、調整池を造ったりとか、造成地を造ったりとか、そういうものは国のいわゆる循環型社会推進交付金の対象ではないと。全額この組合が持つというふうな受け止めでよいのかどうか、確認したいと思います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 まず、対象になるかならないかについてですけれども、これは補助金の交付要綱がございますので、それを確認しながらその事業それぞれが対象になるかどうかということ調べております。

また、県の担当部署がありますので、そこで若干その不明確な部分は確認をし、その中で対応していくと。もらえるものは着実にもらっていくというふうな考え方で事務を進めているところです。

それから、大きく分けてどういうものがもらえて、どういうものがもらえないのかということなのですが、それは本当に大まかに申し上げますと、施設の中の例えば建物など具体的なものについて

ては補助がもらえるのです。ただ、この周辺の環境の整備だとか、交通量の調査だとか、そういうものについては、補助の対象にはなっていないと。大きく申し上げるということですが、そういうふうにご考えております。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 ということは、確認をしますけれども、先ほど調整池築造工事基本設計をする場合、例えば造成とか、そういうところも造成して調整池を造って周りに緑の部分の置くと、そういうところは、基本的には本組合が自己負担する、国の交付の対象ではないと今の説明から受け止めますが、それでよいのかどうか確認します。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 調整池については、これは補助対象ではありません。ただ、造成は補助対象というふうに記述がございます。

それから、補助対象でないものを全て単費で支出するのかなということなのですが、地方債の対象にはなりますので、そういう中で借入れをしながらうまく財政計画を立てていきたいと考えています。

○金子雄一議長 ほかにございますか。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 10番、湯沢でございます。

先ほどの議案調査の中で塵芥処理費の修繕料についてご説明をいただいたのですが、書き切れませんでしたので、もう一度説明をしていただきたいというのが1点と、その中で1,800万円の突発的なものについてもこの予算の中に含まれているという説明をいただきましたので、その1,800万円の積算した根拠と申しますか、その理由についてお示しをしていただきたいと思っております。お願いします。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、修繕の内容についてということで、今ご質問がございました。修繕は、全部で18項目計画をしております。18個申し上げますが、まず破砕機の高圧モーターの修繕、破砕機の高圧モーターの修繕です。燃焼設備の油圧装置の修繕、燃焼設備油圧装置修繕、2号炉灰押出装置上部スクレーパ修繕、2号炉灰押出装置上部スクレーパ修繕です。ごみクレーンバケット修繕、ごみクレーンバケット修繕です。計装用コンプレッサー修繕、計装用コンプレッサー修繕です。3号炉耐火物修繕、3号炉耐火物修繕、ごみクレーン走行及び横行、横に行くです、減速機修繕、ごみクレーン走行及び横行減速機修繕、1号炉煙道修繕、煙の道です、1号炉の煙の道の修繕、

ボイラ給水ポンプ修繕、煙突監視用カメラ修繕、煙突監視用カメラ修繕です。補給水移送、これは移るに送るです、補給水移送バイパス配管設置、煙道、煙の道、マンホール修繕、灰汚水槽及び沈殿槽汚泥灰等除去、灰汚水槽及び沈殿槽汚泥灰の除去です。荒川荘蒸気配管修繕、破砕ショベルローダータイヤ交換、ショベルローダーのタイヤの交換です。破砕棟、これは破砕の建物のほうです、破砕の棟、移送ポンプ支持管修繕、破砕棟の汚水移送ポンプ支持管修繕です。破砕ショベルローダー等修繕、それと場内で使用していますトラックの修繕、以上18項目でございます。

それと、突発修繕の1,800万円の根拠ということでございますが、3年前まで1,000万円計上しておりまして、その中で修繕をしてまいりました。それで一昨年、特にその修繕の量が増えてしまって、毎回補正で対応しておったのですけれども、どうしても恒常的にその修繕の金額が増えているということで、それを踏まえ、6年度は1,800万円という実績に基づいた形での計上を当初にさせていただきます。その金額の中で修繕をしてきており、新年度もその金額でお願いしたいという内容のものでございます。実績に基づいて計上させていただきます。

以上です。

○13番宮崎雄一議員 議長、休憩をお願いします。

先ほどの質問と答弁ですけれども、これ専門的なものなので、我々議会の議員が聞いても分からないと思うのです。ちんぷんかんぷんで。それで質問するにしても、18項目もあつたらメモできないですよ、今。あらかじめ資料の提出をお願いしますとお願いして、それで説明するならまだ良いけど、今の答弁はほとんど専門的なことだから、私は議員にはちょっと無理かなと思います。

以上です。

○金子雄一議長 ただいま議事進行の中でそのような意見もございますけれども、一応今の質問についてはこれで回答としたということで、それ以外にもしあれでしたらば、資料出してもらったほうがいいですか。

○藤倉 聡事務局長 資料は提出できます。大丈夫です。

○金子雄一議長 それでしたらば、聞けていない方もいらっしゃると思いますので、参考ということで資料提出ということで皆さんどうでしょうか。されたほうがよろしいでしょうか。

〔「はい、お願いします」と言う人あり〕

○金子雄一議長 事務局、よろしいですか。

○藤倉 聡事務局長 分かりました。

○金子雄一議長 事務局が後で提出いたしますので、お受け取りください。

2回目の質問でよろしいですか。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 丁寧に全てお答えをいただいて……

○金子雄一議長 すみません。ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時16分

○金子雄一議長 それでは、引き続き行いたいと思います。

○10番 湯沢美恵議員 それでは、再質問させていただきます。

丁寧に18件お答えいただきました。さっきの議案調査では18件答えていただけませんでしたので、できればこれも一覧表にさせていただけると大変ありがたいと思います。

2回目の質疑としましては、今回委託料の中にごみ、灰クレーンの点検整備委託料であるとか、ごみクレーン性能検査の委託料等が計上されていますけれども、この委託を受けて今回18項目の中にもごみクレーンに関しての修繕というのが入っているのですけれども、この委託した内容を踏まえた上で、これはその委託した内容を受けた上で計画的に修繕をするということが決まったということの理解でいいのかどうかという点についてをお聞かせいただきたいのと、あとこの18項目の修繕をすることによって、どれくらいの炉について今後も安定的に利用できるのかどうかということについてもきちんと検討ができていいのかというのは、今日運転状況報告書というのを頂きましたけれども、それを見ますと、1号炉、2号炉、3号炉と、それぞれの焼却量の差が結構あるのです。その辺りについては、その今回の計画をすることによって一つの炉に荷重がかからないようなものになっていくという理解でいいのかどうかを質疑させていただきます。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 まず、この18項目の修繕を計画をしましたが、その根拠となるものは何かというふうなことでございますけれども、ご指摘をいただきましたように、その定期点検など行う中で、軽微な修繕についてはその中で対応をしてしまうこともあるのですが、やはり改めてその修繕をしていくということで、定期点検などで指摘を受け、それを次の年あるいは状況に応じて、予算の関係もありますので、その翌年というふうなことも考えられますが、そのような中で効率的に整備をしていくという状況がございます。

今ご質問いただきましたけれども、私もその業者に対して、この修理をすればいつまでもつのだいというふうにお聞きすることがあります。業者の方は、非常に施設が古いので、整備をしてその結果としていつまでもちますということは非常に答えづらいですとほとんどの方がそのように回答をされます。

いずれにしても、施設を動かしていかなければなりませんので、その中で必要最小限で修繕をしていくというふうにご考えております。

以上です。

失礼しました。それから、この修繕をすることによって、その炉の負担はどうなのかということ

ですが、炉そのものが一つの炉に負担を多くかけないような形で修繕をしながら定期的に各炉を切り替えて稼働しているというふうな状況でございます。ただ、特に大きい修繕が必要だという場合も出てきますので、そのときはどうしてもほかの炉に負担がかかるということもございます。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 質疑なしということですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の件

○金子雄一議長 日程第14、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

芝寄議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。芝寄議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○金子雄一議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、承認いただき、誠にありがとうございました。

当センターは昭和59年に稼働して以来、41年が経過しようとしておりますが、地元の皆様、そして議員の方々のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいております。

現在、本組合で進めている新たなごみ処理施設の建設事業も、スケジュールに沿って進捗しております。ごみ処理に関する業務は、住民の皆様方に直結する重要な業務でありますので、新施設が完成するまでの間も、現在のこの中部環境センターを適切に維持していかなければならないと考えているところでございます。

施設の老朽化が進んでいる状況下にありますけれども、今後も引き続き種々の保守点検等あるいは修繕等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○金子雄一議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○金子雄一議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年2月19日

議 長 金 子 雄 一

署 名 議 員 竹 田 悦 子

署 名 議 員 桜 井 卓

署 名 議 員 保 角 美 代